

# 国保ニュース

2017年  
第222号

## 目次

検査料の点数の取扱いについて	1
疑義解釈資料（抜粋）	3
審査支払状況（平成28年10月・平成28年11月審査分）	4

## 検査料の点数の取扱いについて

（厚生労働省保険局医療課長・厚生労働省保険局歯科医療管理官より通知

平成28年10月31日付け保医発1031第2号）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日付け保医発0304第3号）の一部を下記のとおり改正

（平成28年11月1日から適用）

## 記

別添1第2章第3部第1節第1款D023微生物核酸同定・定量検査（20）を（21）とし、（7）から（19）を1ずつ繰り上げ、（6）の次に次のように加える。

### （7） 百日咳菌核酸検出

ア 百日咳菌核酸検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「7」HCV核酸検出、HPV核酸検出、HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床診断例の定義を満たす患者に対して、LAMP法により測定した場合に算定できる。

(参考：新旧対照表)

◎ 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(平成 28 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 3 号)

改正後	現 行
<p>別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第 2 章 特掲診療料 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1) ～ (6) 略 <u>(7) 百日咳菌核酸検出</u> <u>ア 百日咳菌核酸検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「7」HCV 核酸検出、HPV 核酸検出、HPV 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）の所定点数に準じて算定する。</u> <u>イ 本検査は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床診断例の定義を満たす患者に対して、LAMP 法により測定した場合に算定できる。</u> <u>(8) ～ (21) 略</u></p>	<p>別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第 2 章 特掲診療料 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1) ～ (6) 略 (新設)</p> <p><u>(7) ～ (20) 略</u></p>

## 疑義解釈資料（抜粋）

平成 28 年度診療報酬改定の取扱いに係る疑義解釈資料の一部を掲載いたします。

（厚生労働省保険局医療課 平成 28 年 11 月 17 日付け事務連絡）

≪医科≫

### 【電話等による再診】

（問 6） 診療継続中の患者が任意に診療を中止し、1 月以上経過した後に、慢性疾患等明らかに同一の疾病について電話等（テレビ画像等による場合も含む）により治療上の意見を求められ、必要な指示が行われた場合であっても、再診料を算定できるか。

（答）再診料を算定できる。

### 【短期滞在手術等基本料】

（問 10） 短期滞在手術等基本料 3 の注 5 に規定されている「別に厚生労働大臣が定める除外薬剤・注射薬」に「疼痛コントロールのための医療用麻薬」とあるが、フェンタニル、モルヒネ等を術中の疼痛コントロールとして使用した場合においても算定可能か。

（答）算定不可。術中に使用した場合の費用は、別途算定できない。

≪歯科≫

### 【処置：感染根管処置】

（問 1） 抜歯を前提として急性症状の消退を図ることを目的とした根管拡大等を行った場合は、根管数にかかわらず 1 歯につき 1 回に限り区分番号「I 006」感染根管処置の「1 単根管」により算定する取扱いであるが、この場合に、第 8 部処置の通則 5 の「ロ」、通則 8 の「ロ」又は通則 9 の「ロ」の加算は算定できるか。

（答）算定できる。

(1) 国民健康保険

(2) 退職者医療

区分	国民健康保険				退職者医療				
	決定件数 (処方箋枚数)	日数	決定点数	平均点数 (1件当たり)	決定件数 (処方箋枚数)	日数	決定点数	平均点数 (1件当たり)	
医科	入院	27,411	409,092	1,469,575,258	53,612.61	508	7,237	32,967,918	64,897.48
	入院外	1,057,722	1,646,685	1,521,506,493	1,438.47	21,974	34,673	35,817,777	1,630.01
歯科	入院	154	1,070	6,176,222	40,105.34	3	16	47,453	15,817.67
	入院外	264,231	487,989	325,088,261	1,230.32	5,815	10,753	6,968,679	1,198.40
調剤	703,446	843,985	840,047,316	1,194.19	14,457	17,182	17,719,871	1,225.69	
訪問看護	2,313	15,515	167,368,110	72,359.75	46	367	3,815,680	82,949.57	
支払総額	2,055,277		30,682,337,311		42,803		653,202,133		

(3) 後期高齢者医療

区分	後期高齢者医療				
	決定件数 (処方箋枚数)	日数	決定点数	平均点数 (1件当たり)	
医科	入院	39,551	658,142	2,135,059,876	53,982.45
	入院外	880,307	1,524,560	1,390,144,928	1,579.16
歯科	入院	76	486	1,895,642	24,942.66
	入院外	146,939	281,917	194,262,016	1,322.06
調剤	624,254	798,786	908,947,472	1,456.05	
訪問看護	2,120	15,887	178,947,110	84,409.01	
支払総額	1,693,247		41,468,542,857		

(1) 国民健康保険

(2) 退職者医療

区分	国民健康保険				退職者医療				
	決定件数 (処方箋枚数)	日数	決定点数	平均点数 (1件当たり)	決定件数 (処方箋枚数)	日数	決定点数	平均点数 (1件当たり)	
医科	入院	28,047	423,758	1,542,592,649	55,000.27	559	7,624	34,445,463	61,619.79
	入院外	1,091,467	1,706,862	1,555,495,703	1,425.14	21,241	33,405	34,833,411	1,639.91
歯科	入院	150	1,135	6,345,611	42,304.07	3	9	46,730	15,576.67
	入院外	269,057	502,672	330,745,945	1,229.28	5,608	10,568	6,975,907	1,243.92
調剤	730,691	883,994	848,321,138	1,160.98	13,969	16,616	16,877,529	1,208.21	
訪問看護	2,315	14,827	160,840,450	69,477.52	47	398	4,326,330	92,049.57	
支払総額	2,121,727		31,571,364,885		41,427		655,736,354		

(3) 後期高齢者医療

区分	後期高齢者医療				
	決定件数 (処方箋枚数)	日数	決定点数	平均点数 (1件当たり)	
医科	入院	40,713	680,187	2,216,010,402	54,430.04
	入院外	896,325	1,564,573	1,417,681,020	1,581.66
歯科	入院	94	702	3,455,223	36,757.69
	入院外	153,755	297,995	203,696,145	1,324.81
調剤	633,848	813,236	907,730,272	1,432.09	
訪問看護	2,109	16,063	182,342,040	86,459.00	
支払総額	1,726,844		42,446,487,002		

◎お知らせ◎

明細書等提出についてのお願い

- ・診療(調剤)報酬請求書及び明細書(磁気媒体含む)の提出は、持参、配送、いずれの場合も**10日必着で提出**いただきますようお願いいたします。
- ・オンライン請求システムでの請求については、**10日までに送信確定**をしていただきますようお願いいたします。

編集・発行人

発行 平成29年1月13日  
 発行所 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号  
 千葉県国民健康保険団体連合会  
 電話 (043)254-7174  
 発行責任者 宮崎 重一  
 編集責任者 笹川 恵美子  
 印刷所 ㈱ さくら印刷